

警報発表時の対応について（令和8年6月1日改定版）

岐阜県立武義高等学校

警報は市町村及び河川ごとに発表されます。学校所在地（美濃市）、自分の居住する地域・居住地から学校までの通学経路のいずれかの地域に警報が発表された場合は以下のように対応してください。

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) 始業時刻（8：25）の2時間前（6：25）までに解除された場合は、通常通りの授業を行う。
- (2) 始業時刻（8：25）の2時間前（6：25）から午前11時までに解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始する。
- (3) 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止し家庭学習とする。（その日は休校）ただし、(1)(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は登校しなくてもよい。その場合は、必ず学校に状況を連絡すること。

2 登校中に警報が発表された場合。

- (1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。ただし、その時点で学校の方が時間的、地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。
- (2) 帰宅もしくは学校へ登校することを決定したら、速やかに状況を家庭及び学校に連絡すること。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。ただし、警報発表前、及び警報発表中でも次の場合は帰宅する場合もある。
 - ① 保護者が安全に迎えに来られ、かつ帰宅できると判断される場合。
 - ② 安全に帰宅できると判断される場合。
- (3) 下校時刻が通常と変更になる場合は、学校から緊急連絡アプリ「すぐーる」配信で家庭へ連絡するとともに、生徒各自に携帯電話等で保護者に連絡を取らせる。
- (4) 通常と異なる下校となった場合は、帰宅したら速やかに学校に連絡する。連絡方法は事前に学校から配信された緊急連絡アプリ「すぐーる」に回答することを原則とし、それができない場合は学校へ電話をする。

4 その他

- (1) 現在、気象情報は市町村及び河川ごとに発表されているので、警報発表の可能性がある場合は、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。
- (3) 登校後に警報が発表された場合は、学校からの指示に従うこと。
- (4) 地震発生の場合
 - ① 登校に関して
 - ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とする。
 - イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。
 - ② 下校に関して
 - ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。
 - イ 学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地等の安全を確認し、生徒の下校について判断する。生徒に危険が及ぶ可能性があるとは予想される場合は、学校に留め置く。
 - ウ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。